

安中市道の駅民間活力導入可能性調査業務委託仕様書

1 業務名

安中市道の駅民間活力導入可能性調査業務委託

2 目的

安中市で初となる道の駅の整備に向けて、基本理念、導入機能及び規模などの計画条件を示した基本構想をもとに、地域特性を活かし、競争力のある特徴的な道の駅とするための整備内容の検討を行い、令和6年度に基本計画を策定した。

本業務は、道の駅の整備や運営、維持管理に対して民間活力（PPP/PFI）を導入する可能性等を検証し、最適な整備手法や事業手法について検討することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 受託事業者の責務

(1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の目的等を十分理解し、本仕様書や安中市道の駅民間活力導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要領のほか、関係法令及び適用基準等を遵守した上で業務を実施するものとする。

また、本仕様書に定めのないことであっても、本業務を行うにあたり考え得る、より適切な方法など、本業務の目的を達成するための業務を遂行するものとする。

(2) 履行期間中に、安中市から進捗などの報告を求められた場合は、速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。

(3) 本業務の全てを再委託してはならない。ただし、予め安中市の承認を得た場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(4) 本業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

5 業務内容

(1) 民間活力導入事業手法の検討・整理

道の駅の整備から維持管理・運営までについて、民間活力を活用する各手法の事例収集や特徴、メリット・デメリット等を検討・整理する。

(2) 関係機関協議支援

受託事業者は、安中市や地域住民、関係官公署、関係企業等との協議や打ち合わせを行う際の資料及び記録簿を作成すること。

(3) 事業スキームの構築

① 事業手法の検討

道の駅を取り巻く状況、敷地特性、施設特性等を踏まえて、事業手法（指定管理、DBO等）について検討する。

② 事業形態の検討

事業形態（サービス購入型や独立採算型、混合型等）について検討する。

③業務範囲の検討

道の駅の整備・運営について、施設を構成する機能及び各機能の整備や運営、維持管理に係る業務内容を整理し、業務範囲を検討する（本調査後、基本設計業務を公共で実施するか、あるいは基本設計を含めた設計全般を民間事業者に発注するか等を含む）。

④事業期間の検討

大規模修繕の考え方や道の駅の需要等を踏まえながら、適切な事業期間を検討する。

⑤リスク分担の検討

本事業に係るリスクの抽出や分析、整理等を行い、リスク負担者の管理能力等を評価した上で、事業手法ごとにリスク分担を整理・検討する

(4)民間事業者サウンディング市場調査支援

①調査支援

(1)～(3)の検討結果等をもとに、民間事業者の本事業に対する意見、要望及び参加意向を把握するための民間事業者サウンディング市場調査を行う。

②調査結果の取りまとめ

調査結果について、整理・分析を行い、必要に応じて事業スキームの検討に反映する。

(5)整備方針検討委員会(仮称)の支援

道の駅整備に向けて、有識者や関係事業者などで構成する整備方針検討委員会(仮称)の設置及び運営(委員会は3回程度開催想定。資料や記録の作成、進行の支援等)支援を行う。

(6)VFM(Value For Money)の算定

①概算事業費の精査・再構築

安中市道の駅基本計画で算出した概算事業費等をもとに、必要となる概算事業費(設計費や建設費、維持管理・運営費、調査費等)を精査・再構築する。

②市が自ら実施した場合(公設公営)の事業費の算定

概算事業費の精査で算定した事業費をもとに、市が自ら事業を実施した場合(公設公営)の事業期間を通して必要となる総事業費(PSC)を算定する。

③民間活力導入方式の場合の事業費の算定

概算事業費の精査で算定した事業費をもとに、民間活力導入方式で事業を実施した場合の事業期間を通して必要となる総事業費を算定する。

上記②③を比較し、VFMを算出する。

(7)課題等の対応方法の整理

本事業を民間活力導入方式で実施する場合に想定される課題について抽出し、その対応策を検討・整理する。

(8)総合評価

(1)～(7)の結果及び他自治体での先行事例等も参考にし、本事業への民間活力導入方式の導入の適性について、総合的に判断を行う。

(9)今後の課題の整理

総合評価の結果を踏まえ、本事業を実施していく上での今後の課題等を整理する。

(10)成果品の提出

(1)～(9)の結果をとりまとめ、以下のとおり成果品として作成・提出すること。その内容及び提出方法については、安中市と協議し決定する。

- ①印刷製本したもの 2 部
- ②電子媒体(DVD または CD) 1 部
- ③策定の過程で収集したデータや資料等 一式
- ④その他安中市が指示するもの

6 その他

- (1)本業務を円滑かつ適正に実施するために、適宜、発注者と打ち合わせを行うこと。
- (2)受託事業者は、業務の遂行上疑義が生じた場合には、随時、発注者へ報告し相談すること。
- (3)履行期間満了後においても、明らかに受託事業者の責めに帰すべき理由による不良が認められた場合には、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。
- (4)本仕様書に関し疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受託事業者とで協議を行うこと。

以上